

日本学生支援機構奨学金 奨学生の皆様へ 「在学猶予願」

重要

をご存じですか？



日本学生支援機構奨学金は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の月より返還が開始されます。

奨学金の貸与終了後に大学、大学院等に進学または休学等の事由により引き続き在学中の方は『在学猶予願』を提出することで返還期限が猶予されます。

スカラネット・パーソナルよりログインをして、「在学猶予願」を入力すれば手続きは完了です。以前お渡ししたプリントを読みながら、手続きを進めてください。

●対象者●

- ①本学入学（進学）以前に、高校・高専・短大・大学・大学院等において、日本学生支援機構奨学金を受けていた者
※予約採用者（高校予約採用・大学院予約採用）が進学した場合は、「進学届」（インターネットでの入力手続き）で前奨学生番号の入力することで在学猶予手続きが出来ます。
- ②以前に日本学生支援機構奨学生であった者で、標準修業年限を超えて（留年等）在学する者（卒業まで毎年度手続きが必要です。）

今年度卒業する方は、卒業後の4月1日～4月23日までにスカラネット・パーソナルによる「在学猶予願」を提出してください。⇒
※卒業年度内3月31日以前の提出は無効です。



「在学猶予願」の方法は既にお渡ししているプリントを参照してください。
わからない（または無くした）人はホームページをご覧ください。→→→

